日調連発第３４５号
平成２５年３月１５日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知制度について（参考送付）

この度、福岡会から、別添のとおり標記制度がうきは市において本年４月１日から実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

うき第　１３９　号
平成25年3月11日

福岡県土地家屋調査士会
会長　草賀　裕一　様

うきは市長　髙木　典雄
（市民生活課　住民係）

本人通知の実施に係る協力のお願いについて（協力依頼）

日頃より市政につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当市では、別紙「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱」を制定し、本年４月１日より施行することとしています。

本要綱は、住民票の写し又は戸籍謄本等の不正取得が明らかとなった場合には、被取得者である本人に当該事実を通知すること等を定めたものです。

当市において、本要綱を制定する契機となりましたのは、近年職務上請求書を使用した不正取得が後を絶たない状況にあることと、不正取得防止に向け全国的に被害者を救済する動きが広がっているためであります。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、当市の要綱制定の目的及び内容について貴会員様へ周知していただき、不正取得の抑止に向けさらなるご尽力をいただき、また今後不正取得が生じ当市が本人通知を行う場合は、必要に応じて情報提供についてのご協力と、さらなる不正取得に対し、ご協力いただきますようお願いいたします。

福岡県
土地家屋調査士会
25.3.12
受付

1074

平成２５年 2 月18日
うきは市告示第 15 号

うきは市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱

（目的）

第１条　この告示は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　住民票の写し等　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）に規定する住民票（消除された住民票を含む。）の写し、住民票の記載事項証明書並びに戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）及び戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する戸籍謄抄本（除かれた戸籍の謄抄本を含む。）並びに戸籍の記載事項証明書をいう。

(2)　不正取得　偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、又は交付を受けることをいう。

(3)　本人　住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。以下同じ。）に記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。

(4)　特定事務受任者　弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士及び行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5)　職務上請求書　特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

（本人への通知）

第３条　市長は、次に掲げる場合には、その旨を本人に通知するものとする。

(1)　住民票の写し等を取得した第三者が、住基法第 47 条第２号又は戸籍法第 133 条、同法第 134 条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合

(2)　国又は県の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

(3)　その他、市長が特に必要と認める場合

（本人通知の実施）

第４条　市長は、前条の規定により本人に通知する場合、本人確認を実施し、本人に通知する理由を説明しなければならない。この場合において、市長が必要と認める場合には、本人に住民票の写し等の交付の仕組みを説明することとする。

2 前項の場合において、市長は本人のプライバシーに十分に配慮しなければならない。

(情報提供を行う事項)

第５条　本人へ情報提供を行う事項は原則として、一連の経緯並びに住民票の写し等の交付申請書に記載された不正取得者の住所、氏名及び申請日とする。

(資料提供の手続)

第６条　本人は、不正取得者に関する資料提供の申出を行う場合には、住民票の写し等の不正取得に係る申出書（以下「申出書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、本人から申出書の提出があった場合には、本人確認をしなければならない。

(対象資料の提供)

第７条　前条の規定により申出書を受理した市長は、その場で対象資料の提供ができない特段の事由がある場合を除き、本人に対し、申出に係る対象資料の写しを交付し、又は閲覧させるものとする。

(対象資料)

第８条　前条の規定により本人に対し写しを交付し、又は閲覧させる対象資料は、次に掲げるものとする。

(1)　不正取得の際に使用された住民票の写し等の交付申請書

(2)　前号の住民票の写し等の交付申請書に添付された疎明資料

(3)　市長が情報提供を認める資料

(文章の保存)

第９条　この告示の実施に当たって作成した決裁文章及び対象資料は、当該文章を作成した日の属する年度の翌年から起算して５年間保存するものとする。

(その他)

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成25年４月１日から施行し、同日以後に行われた不正取得について適用する。